

事 務 連 絡
平成 26 年 11 月 7 日

各都道府県税制担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課 } 御中

総務省自治税務局 都道府県税課

地方消費税の清算基準の見直しについて

標記については、現段階における検討の方向性は別添資料のとおりですが、貴団体として特段のご意見等がありましたら、11月21日（金）までに税制担当課においてとりまとめのうえ、下記担当宛て電子データにて送付頂きますようお願いいたします。

なお、本案については、全国知事会、全国市長会、全国町村会に対しても情報提供をしておりますので申し添えます。

担 当：総務省自治税務局都道府県税課
間税第一係 鷗野
間税第三係 高岡
T E L：03-5253-5665（直通）
E-MAIL：y2.uno@soumu.go.jp
d.takaoka@soumu.go.jp

地方消費税の清算基準の見直しについて(案)

地方消費税は、事業者を納税義務者とし、最終消費者を実質的な負担者として予定する消費型付加価値税であり、国際的には域内事業者の付加価値と域内消費者の最終消費との課税ベースを一致させるため、課税権者はその境界において移入課税・移出免税の調整を行っているところであるが、県境税調整を行うことは現実的には極めて困難であるため、地方消費税においては、地方消費税収を消費基準に基づいて各都道府県間で清算することとされており、これにより税の帰属地と消費地を一致させることとしている。

この消費基準については、その 75%について「商業統計調査」に基づく「小売年間販売額」と「サービス業基本調査」に基づく「サービス業対個人事業収入額」の合計額を用いてきたところであるが、これら調査を統合するものとして、平成 24 年に「経済センサス活動調査」が実施され、平成 26 年 2 月には、その全てが公表されたところである。

サービス業基本調査は今後行われないうこととされているため、サービス業に係る統計については、平成 24 年経済センサス活動調査に基づく数値に置き換えていくことが必要となる。

しかしながら、平成 24 年経済センサス活動調査においては、調査範囲が大幅に拡大されたことに加え、最近のインターネットを通じた取引の急速な拡大等に伴って、消費者の最終消費とは異なる事業者の所在地で収入が計上されていることから、そのままの数値を用いることは、上記のような清算基準の趣旨にそぐわないと考えられるところである。

したがって、平成 24 年経済センサス活動調査に基づくサービス業対個人事業収入額を清算基準に用いるに際して清算基準の趣旨に即した所要の調整を行うとともに、「サービス」に係る統計カバー率が上昇することも踏まえ、「人口」の比率を引き上げ、「従業者数」の比率を引き下げる等の見直しを行う(なお、平成 26 年商業統計調査の結果の公表(平成 27 年 11 月予定)後に、再度見直しを行うこととする。)

1. 「消費に相当する額」のうち小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額のカバー率

- 現行の 75%を維持する。なお、平成 26 年商業統計調査の結果を踏まえて、改めて検討する。

2. 小売年間販売額

- 小売年間販売額について、平成 24 年経済センサス活動調査は商業統計調査の簡易調査を引き継いだものであるが、これまでは商業統計調査の簡易調査(平成 11 年商業統計調査

(簡易調査)及び平成 16 年商業統計調査(簡易調査))を採用していないことから、平成 26 年商業統計調査の結果が公表されるまでの間は、平成 19 年商業統計調査を用いることとする。

- なお、平成 26 年商業統計調査に基づく小売年間販売額から、事業者の所在地と消費地が異なり、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売、インターネット販売を除外することを検討する。

3. サービス業対個人事業収入額

- 経済センサス活動調査に基づくサービス業対個人事業収入額については、地方消費税の清算基準の趣旨にかんがみ、次のとおり取り扱う。

① 非課税取引を行う業種のうち、消費者の購入時の最終価格に、仕入れ段階の地方消費税の中間投入額が比較的反映されていないと考えられる次のものを除外する。

- － 土地売買業(6812)、土地賃貸業(6912)、貸家業・貸間業(692)
- － 社会保険・社会福祉・介護事業(85)の中の社会保険事業団体(851)

② 地方消費税の清算基準としては、消費者(購入者)の所在地で都道府県別に計上されているべきであるが、そのうちの多くが、サービスの供給地で計上されていると考えられる次のものを除外する。

- － 情報通信業(G)、旅行業(791)、競輪・競馬等(803)

- この結果、経済センサス活動調査における以下の数値を用いることとなる。

① 産業別集計(サービス関連産業B)

- ・ 「K 不動産業, 物品賃貸業」に該当する額から「6812 土地売買業」、
「6912 土地賃貸業」及び「692 貸家業・貸間業」に該当する額を除いた額
- ・ 「L 学術研究, 専門・技術サービス業」に該当する額
- ・ 「M 宿泊業, 飲食サービス業」に該当する額
- ・ 「N 生活関連サービス業, 娯楽業」に該当する額から「791 旅行業」及び
「803 競輪・競馬等の競争場, 競技団」に該当する額を除いた額
- ・ 「O 教育, 学習支援業」に該当する額
- ・ 「R サービス業(他に分類されないもの)」に該当する額

② 産業別集計(医療, 福祉)

- ・ 「83 医療業」に該当する額
- ・ 「84 保健衛生」に該当する額
- ・ 「85 社会保険・社会福祉・介護事業」に該当する額から「851 社会保険事業団体」に該当する額を除いた額

4. 「人口」及び「従業者数」の割合について

- これまでの商業統計調査に基づく小売年間販売額とサービス業基本調査に基づくサービス業対個人事業収入額の合計額に占めるサービス業対個人事業収入額の割合に比べ、今回の商業統計調査に基づく小売年間販売額と経済センサス活動調査に基づくサービス業対個人事業収入額の合計額に占めるサービス業対個人事業収入額の割合は高まっていること、従来、従業者数は、主にサービス供給地で消費されるサービスの代替指標と考えられてきたこと等を踏まえ、人口及び従業者数の割合を現行の 12.5%ずつから、人口 15%、従業者数 10%に変更する。

5. 市町村交付金について

- 今回の見直しにおいて、都道府県間の清算基準の結果が大きく変わらないことも踏まえ、現行の交付基準を維持する。

<現行の交付基準>

- ① 従来分 (1%) : 一般財源……人口と従業者数 (1 : 1) により按分
- ② 引上げ分 : 社会保障財源……全額人口により按分

6. 今後のスケジュール

- 平成 27 年度税制改正過程において議論を行ったうえで、年度改正と合わせて必要な政省令の改正を行う。
- 具体的には、平成 27 年 5 月分の清算から、新しい清算基準を使用する。

7. 参考

- 上記見直しによる試算結果は別紙のとおりである。

以上

(参考)消費に相当する額

	小売年間販売額 [H19商業統計] (A)	サービス業 対個人事業収入額 [H24経済センサス 活動調査] (B)	人口により 按分した額 (C')	従業者数により 按分した額 (D')	消費に相当する額 (A)+(B)+(C')+(D')
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
北海道	6,194,789	3,742,597	1,906,237	1,191,972	13,035,595
青森県	1,454,794	738,729	475,429	286,254	2,955,205
岩手県	1,344,607	731,028	460,476	284,891	2,821,002
宮城県	2,579,402	1,359,058	812,898	526,949	5,278,307
秋田県	1,158,976	666,040	375,955	233,114	2,434,085
山形県	1,233,893	597,140	404,663	259,619	2,495,315
福島県	2,063,796	1,154,927	702,431	443,577	4,364,730
茨城県	2,973,399	1,430,636	1,028,088	645,299	6,077,423
栃木県	2,152,399	1,311,180	695,029	457,654	4,616,262
群馬県	2,146,216	1,230,733	695,162	465,390	4,537,501
埼玉県	6,364,399	3,581,912	2,490,644	1,305,746	13,742,701
千葉県	5,787,677	3,585,753	2,151,983	1,079,329	12,604,742
東京都	17,547,752	14,536,037	4,555,587	4,476,289	41,115,665
神奈川県	8,593,703	5,544,903	3,132,382	1,737,035	19,008,024
新潟県	2,592,541	1,241,778	821,998	549,967	5,206,284
富山県	1,185,301	675,072	378,465	271,221	2,510,060
石川県	1,341,075	776,244	404,963	286,757	2,809,038
福井県	908,181	492,580	279,133	197,928	1,877,823
山梨県	885,287	602,748	298,783	195,101	1,981,919
長野県	2,402,101	1,410,441	745,145	498,631	5,056,318
岐阜県	2,117,541	1,233,586	720,331	467,058	4,538,517
静岡県	4,101,981	2,636,545	1,303,387	908,827	8,950,741
愛知県	8,395,543	5,196,180	2,565,476	1,883,753	18,040,952
三重県	1,948,757	983,753	642,077	421,090	3,995,677
滋賀県	1,362,654	681,901	488,389	312,830	2,845,774
京都府	3,043,889	1,640,621	912,574	596,636	6,193,721
大阪府	9,804,391	6,505,077	3,069,011	2,301,115	21,679,594
兵庫県	5,533,542	3,075,335	1,934,525	1,149,311	11,692,713
奈良県	1,255,800	650,437	484,910	233,966	2,625,114
和歌山県	938,714	565,210	346,945	203,139	2,054,009
鳥取県	643,116	354,082	203,787	126,843	1,327,828
島根県	729,089	408,675	248,352	162,177	1,548,293
岡山県	2,055,745	1,174,666	673,424	424,771	4,328,607
広島県	3,160,157	1,821,988	990,347	676,787	6,649,280
山口県	1,499,452	790,454	502,431	316,779	3,109,116
徳島県	741,416	511,608	271,925	165,571	1,690,520
香川県	1,143,693	666,710	344,745	232,275	2,387,424
愛媛県	1,389,350	929,411	495,561	307,357	3,121,679
高知県	757,094	508,573	264,643	154,793	1,685,102
福岡県	5,429,283	3,420,267	1,755,837	1,138,592	11,743,979
佐賀県	823,348	572,317	294,183	185,477	1,875,325
長崎県	1,399,069	920,421	493,929	292,774	3,106,193
熊本県	1,768,909	1,306,667	629,165	371,153	4,075,894
大分県	1,210,043	812,496	414,220	261,326	2,698,085
宮崎県	1,149,837	786,550	393,000	237,381	2,566,768
鹿児島県	1,617,573	1,183,277	590,675	355,733	3,747,257
沖縄県	1,116,978	863,782	482,172	274,079	2,737,011
合 計	136,047,252	85,610,125	44,331,475	29,554,317	295,543,169

※上記の数値は、今後の精査により異動する場合があります。